#### 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程

21独家セ第1121号 平成21年10月28日

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 情報の利用手続(第3条-第9条)

第3章 雑則 (第10条-第14条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)が管理する牛個体識別全国データベースの情報について、その利用に関する手続に必要な事項を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報が有効かつ公正に利用されることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「法」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)をいう。
- 2 この規程において「牛個体識別全国データベース」とは、法第三条に規定された牛 個体識別台帳に記録された事項及びその他関連する記録事項をいう。
- 3 この規程において「利用者」とは、牛個体識別全国データベースの情報を取得(センターがインターネットの「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページで公表した情報の取得を除く。以下同じ。)し、利用しようとする者をいう。
- 4 この規程において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者であり、法 第二条第2項に規定された「管理者」をいう。
- 5 この規程において「同意管理者」とは、自己の情報を、第三者が取得することに同 意した管理者をいう。
- 6 この規程において「管理者牛群情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報の うち、個体識別番号等別表に掲げる情報を管理者ごとにまとめたものをいう。
- 7 この規程において「集計情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報を一定の 条件下で抽出し、加工したものをいう。
- 8 この規程において「畜産クラウド」とは、畜産関係者が個別に保有している各種情報を一元的に集約し、牛の個体識別番号をキーとして当該牛に関する情報の利活用を促進するために農林水産省の補助事業により構築されたシステムをいう。

#### 第2章 情報の利用手続

(取得できる情報及び取得の要件)

- 第3条 取得できる情報及び取得の要件は、次のとおりとする。
  - (1) 個人情報を含まない情報の取得

利用者は、集計情報その他の個人情報を含まない情報の取得を希望する場合は、 その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の 適正な流通等に資するものであると独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理 事長」という。)が認めた場合において、これを取得することができる。

- (2) 個人情報を含む情報の取得
  - イ 利用者は、自己の管理者牛群情報その他の情報の取得を希望する場合は、これ を取得することができる。
  - ロ 利用者は、利用者以外の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を 希望する場合は、あらかじめ当該管理者の同意を得た場合において、これを取得 することができる。
  - ハ 利用者が、畜産、食品の安全のための業務を行う国及び地方公共団体の畜産部局、家畜衛生部局、統計部局、食品の安全部局並びに牛海綿状脳症(BSE)まん延防止に関する業務を行う独立行政法人であって、所管する地域内に属する管理者の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を希望する場合は、その情報の利用が職務上必要であると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。
  - ニ イからハの規定にかかわらず、利用者は、管理者牛群情報その他の個人情報を 含む情報を利用することについて相当な理由があると理事長が認めた場合におい て、これを取得することができる。

#### (利用請求の手続)

- 第4条 前条の規定により情報を取得する場合の手続は、それぞれ次に定める方法によるものとする。
  - (1) 前条(1)の規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適正な流通等に資するものであることを明記の上、理事長あてに別紙1により利用請求しなければならない。
  - (2) 前条(2)のイの規定により情報の取得を希望する場合は、理事長あてに別紙 2-1 又は別紙 2-2 (電子メール専用) により利用請求しなければならない。
  - (3) 前条(2)の口の規定により情報を取得しようとする場合は、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに別紙3により利用請求しなければならない。
  - (4) 前条(2)のハの規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が職務 上必要であることを明記の上、理事長あてに別紙4により利用請求しなければなら ない。ただし、国の機関からの緊急的な要請であって、かつ、理事長が特に認めた 場合は、この限りではない。
  - (5) 前条(2)の二の規定により情報を取得しようとする場合は、当該情報を利用することについて相当な理由があることを明記の上、理事長あてに利用者の氏名又は名称、住所、連絡先、利用目的及び利用する情報の範囲を明記した任意の様式により利用請求しなければならない。

#### (情報の提供)

第5条 理事長は、前条各号の規定により利用者から利用請求があった内容が適当であると認めた場合、当該利用者に対し、牛個体識別全国データベースの情報を提供するものとする。

なお、理事長は、必要に応じ、当該利用者に対し、必要な条件を付すことができる。

2 理事長は、前項の規定により情報を提供するに当たっては、印刷物若しくはCD等の電子媒体の送付又は電子メール、イントラネット若しくはインターネット等の情報 通信の技術を利用した方法によるものとする。

なお、理事長は、イントラネット又はインターネットを利用した方法により情報を 提供する場合は、利用者に対し利用者コード及びパスワード等利用者情報(以下「利 用者情報」という。)を通知するものとする。

#### (畜産クラウドへの情報提供)

- 第5条の2 理事長は、管理者が「畜産情報利活用推進システムにおける情報提供利用 規程(畜産クラウド全国推進協議会制定)」(以下「畜産クラウド利用規程」という。) の定めるところにより利用者登録を行った場合、当該管理者の管理者牛群情報その他 の情報を畜産クラウドに提供することができる。
- 2 前項の規定により提供した情報の利用については、畜産クラウド利用規程の定める ところによる。

#### (費用の負担)

第6条 利用者は、センターが情報提供を行うために必要な費用を負担するものとする。 ただし、理事長が特に認めた場合は、センターが情報提供を行うために必要な費用の 全部又は一部を免除することができるものとする。

#### (委託契約の締結)

第7条 第4条各号の規定により利用請求した利用者が、理事長と情報提供に係る委託 契約を締結する場合は、「独立行政法人家畜改良センター受託業務規程」(平成19年 3月29日付け18独家セ第1496号)によるものとする。

#### (利用請求内容の変更等)

- 第8条 利用者は、第4条各号の規定により利用請求した内容(利用者の連絡先等)に変更があった場合は、速やかに理事長あてに別紙5により変更を届け出なければならない。
- 2 第4条(3)により利用請求した利用者が、あらたに同意管理者を追加しようとする場合は、当該同意管理者からの同意書を添えて、理事長あてに別紙6により利用請求しなければならない。
- 3 第4条(3)により利用請求した利用者が、一部の同意管理者の同意を解除しようとする場合は、理事長あてに別紙7により当該同意管理者の解除を届け出なければならない。
- 4 同意管理者が、同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙8により同意取消申請書を提出することができる。
  - この場合、理事長は、当該同意管理者に係る牛個体識別全国データベースの情報の提供を中止するとともに、利用者及び当該同意管理者にその旨を通知するものとする。

#### (利用の中止)

第9条 利用者が、牛個体識別全国データベースの情報の取得を中止しようとする場合は、理事長あてに別紙9により利用の中止を届け出なければならない。

#### 第3章 雑則

(取得した情報等の取扱い)

- 第10条 第4条(2)から(5)の規定により当該管理者以外の個人情報を含む情報を取得した利用者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、取得した個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 第4条(1)の規定により集計情報その他の個人情報を含まない情報を取得した利用者は、印刷物等による出版又は電子的方法による発表等、取得した情報を第三者に提供する際に情報の出典を明らかにするものとする。
- 3 第5条第2項の規定により利用者情報を通知された利用者は、通知された利用者情報を、第三者に知られることのないように適切に管理しなければならない。

(不当な利用を行った者に対する利用の停止等)

第11条 理事長は、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為によって牛個体識別全国データベースの情報を取得し利用した者(以下「違反者」という。)に対して、提供した情報の返還を求めるとともに、当該違反者が情報管理体制等の改善措置を講ずるまでの間、情報の提供を停止することができる。

#### (損害賠償)

- 第12条 理事長は、利用者が、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為(以下「違反行為等」という。)によってセンターに損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害の賠償を請求できる。
- 2 前項の規定は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を停止又は中止した後に 行われた違反行為等による損害に対しても適用されるものとする。

(非常事態等における情報提供の一時停止)

- 第13条 理事長は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、システムの保守を定期的若しくは緊急に行う場合、又は電気通信設備の障害 その他やむを得ない事由が生じた場合は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止する場合は、緊急の場合を除き、利用者に対し、その旨を通知するものとする。

## (免責事項)

第14条 この規程による牛個体識別全国データベースの情報の提供に関連して生じた損害(第三者が被る損害を含む)についてセンターは責任を負わない。

#### 附則

- 1 この規程は、平成21年10月28日より施行する。
- 2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの利用等に関する手続き(平成15年12月1日付け15独家セ第1094号)は、この規程の施行をもって廃止する。
- 3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースのイントラネット利用

手続きについて(平成15年12月1日付け15独家セ第1096号)は、この規程 の施行をもって廃止する。

# 附則

この規程は、平成31年1月7日から施行する。

別表

# 管理者牛群情報として提供される情報

区分	事項名	
国内出生牛	個体識別番号 生年月日 雌雄の別 牛の種別 母牛の個体識別番号 飼養地 異動内容・異動年月日 家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名	
輸入牛	個体識別番号 生年月日 雌雄の別 中の種別 輸出国名 検疫を受けた動物検疫所名(又は支所名) 飼養地 異動内容・異動年月日 家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名	

注)上記事項名の仮情報(牛個体識別全国データベースの円滑な管理が行えるよう、仮 のデータが入力された情報)も含む。

#### 別紙1 (第4条(1)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 氏名又は名称

囙

住所又は所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(1)の規定により、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者(担当者)の氏名及び連絡先
  - ・利用者の(所属部課名、)氏名
  - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法(印刷物、CD、電子メール等の別)
- 5 その他
- 注)取得した情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適 正な流通等に資するものであることを明記すること。

#### 別紙2-1 (第4条(2)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者(牛の	管理者)		
氏名又は名称			印
			·
管理者等 コード番号			

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(2)の規定に基づき、下記により請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者(牛の管理者)の連絡先・利用者(牛の管理者)の電話番号、FAX番号等
- 4 情報提供の方法(印刷物、CD、電子メール等の別)
- 5 その他
- 注) 取得した情報を、第三者へ提出する場合は、提出先を記入してください。

#### 別紙2-2 (第4条(2)関係 (電子メール専用))

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者(牛の管理者) 氏名又は名称

管理者等					
コード番号					

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(2)の規定に基づき、下記により請求します。

記

- (1) 繁養牛一覧
   年 月 日時点

   (2) 産歴一覧
   年 月 日時点
- (3) 異動履歴 年 月 日から 年 月 日までの間

(複数時点での情報を希望する場合は、それぞれの年月日を記入してください。)

- 3 情報提供の方法(印刷物、CD、電子メール等の別)
- 4 その他
- 注1. 本請求書は、メールアドレスを農家マスタに登録している場合に限り使用できます。
  - 2. 利用請求は、本請求書の電子ファイルを送信してください。 件名:データベース利用請求書(利用者氏名)

メールアドレス: id\_jouhouka@nlbc.go.jp

3. 取得した情報を、第三者へ提出する場合は、提出先を記入してください。

### 別紙3 (第4条(3)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 氏名又は名称

印

住所又は所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定により、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者(担当者)の氏名及び連絡先
  - ・利用者の(所属部課名、)氏名
  - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法(印刷物、CD、電子メール等の別)
- 5 その他

同 意 書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

注1)

同意管理者 氏名又は名称

印

住所又は所在地

管理者等					
コード番号					

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定により、下記1の利用者が、下記2の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

- 1 利用者
  - ・氏名又は名称
  - ・住所又は所在地
- 2 利用目的 注2)
- 注1) 同意管理者が複数の場合は、「別記のとおり」と記入し、別記に同意管理者を記入すること。
- 注2) 別紙3の利用目的と一致すること。

# 同意管理者

管理者等 コード番号	氏名又は名称	住所又は所在地	印	備考

## 別紙4 (第4条(4)関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 名 称

囙

所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(4)の規定により、下記について請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用する情報の範囲
- 3 利用者(担当者)の氏名及び連絡先
  - ・利用者の(所属部課名、)氏名
  - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 情報提供の方法(印刷物、CD、電子メール等の別)
- 5 その他
- 注) 取得した情報の利用が職務上必要であることを明記すること。

## 別紙5 (第8条第1項関係)

## 牛個体識別全国データベース利用請求変更届

				年	月	日
独立行政法人家畜改良センタ	一理事長	殿				
	利用者 氏名又は	名称			目	Ţ]
	住所又は	所在地				
注1)	利用者コード					
「独立行政法人家畜改良センター 項に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付 たので届け出ます。				-	 	
	記					

- 1 利用請求書の利用目的
- 2 変更内容
  - (1) 利用者に係る変更

(= /   14/14     1/1   2/24	. > -	
項目	変更前	変更後

(2) 同意管理者に係る変更

(同意管理者等コード番号

項目	変更前	変更後

- (3) その他の変更
- 3 その他
- 注1) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。
- 注2)変更する項目についてのみ変更前及び変更後を記入すること。

(日本工業規格A4)

)

#### 別紙6 (第8条第2項関係)

## 牛個体識別全国データベース同意管理者追加利用請求書

年	月	日
	/ 1	$\vdash$

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

	利用者 氏名又は名	称				印	
	住所又は所	在地					
注1)	利用者 コード						

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条第2項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の同意管理者の追加を希望するので、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記により請求します。

記

- 1 利用目的
- 2 追加する同意管理者の管理者等コード番号
- 3 その他

- 注1) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。
- 注2) 別紙3の別添による同意書を添付すること。

## 別紙7 (第8条第3項関係)

# 牛個体識別全国データベース同意管理者解除届

	年	月	E
独立行政法人家畜改良センター理事長 殿			
利用者 氏名又は名称			印
住所又は所在地			
注) 利用者 コード			
「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用 項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の同意管理者 ので、下記により届け出ます。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

- 1 利用請求書の利用目的
- 2 解除する理由
- 3 解除する同意管理者の管理者等コード番号
- 4 その他

注) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。

## 別紙8 (第8条第4項関係)

牛個体識別全国データベース同意管理者同意取消申請書

年	月	日
	/ 1	$\vdash$

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

同意管理者 氏名又は名称					F	印
住所又は所在地	$ar{\mu}$					
管理者等 コード番号						

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条第4項の規定に基づき、下記の利用者が独立行政法人家畜改良センターより牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第6条に係る私の情報を取得することに関する同意の取消を希望するので、下記により申請します。

記

- 1 利用者の氏名又は名称
- 2 情報の取得に同意した利用目的
- 3 同意取消の理由
- 4 その他

#### 牛個体識別全国データベース利用中止届

年 月 日	F-	月	F
-------	----	---	---

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 氏名又は名称 印 住所又は所在地

注)	利用者					
	コード					

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第9条の規定に基づき、○○年○○月○○日付け利用請求書で請求した情報について、下記により利用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 利用請求書の利用目的
- 2 利用を中止する理由
- 3 利用者(担当者)の氏名及び連絡先
  - ・利用者の(所属部課名、)氏名
  - ・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等
- 4 その他

注) 利用者コードは、イントラネット又はインターネットによる利用の場合に記入すること。